

## 当社のダイレクトメール誤記のお詫び

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社 講習事業部から3月19日付けで配送致しました、ダイレクトメールに誤記がありました。深くお詫び申し上げます。

ダイレクトメールの宛先側の下部において、全てのダイレクトメールに「設備設計一級建築士定期講習」と表記されていました。大変申し訳ございませんでした。なお、下記の図(丸印)の部分のみが誤記となります。設備設計一級建築士定期講習のハガキに間違いはありません。

今後はこのような間違いのないよう、今以上に嚴重注意を払ってまいりますので、何卒ご容赦頂くようお願い申し上げます。

この手紙を送付した方で当方にメールアドレスが登録されている方へは、4月1日にお詫び・ご案内のメールを差し上げました。また、既に講習種別を間違えてお申し込みされた方は大変お手数をおかけしますが、以下にご連絡いただくようお願い致します。

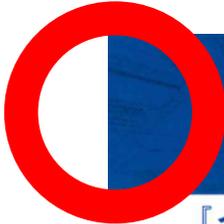
今後とも、宜しくお願い致します。

敬具

お問合せ先 確認サービス 講習事業部 052-238-7763

 <p>2024(令和6)年度 <b>建築士定期講習</b> お知らせ</p> <p>「インターネット講習」が <b>オトク</b></p> <p>前回(2021年度)、<u>設備設計一級建築士定期講習</u>を受講頂いてから来年度(2024年度)が3年度目にあたり、建築士法において来年度中(2024年4月1日～2025年3月31日)に<b>建築士定期講習を受講することが義務付けられています。</b></p> <p>来年度も是非、弊社確認サービスにて受講いたします。</p> <p>※前回、弊社での受講記録を基に、ご案内させていただいて、既にこのハガキと行き違いで受講済みまたは、お申込みが、</p>	<p>2024(令和6)年度 <b>構造設計一級建築士定期講習</b> お知らせ</p> <p>「インターネット講習」が <b>オトク</b></p> <p>前回(2021年度)、<u>設備設計一級建築士定期講習</u>を受講頂いてから来年度(2024年度)が3年度目にあたり、建築士法において来年度中(2024年4月1日～2025年3月31日)に<b>構造設計一級建築士定期講習を受講することが義務付けられています。</b></p> <p>来年度も是非、弊社確認サービスにて受講いただきますよう</p> <p>※前回、弊社での受講記録を基に、ご案内させていただいて、既にこのハガキと行き違いで受講済みまたは、お申込みが、</p>
--	---

この部分のみ間違い

 <p>2024(令和6)年度 <b>建築士定期講習</b> お知らせ</p> <p>「インターネット講習」が <b>オトク</b></p> <p>前回(2021年度)、<u>建築士定期講習</u>を受講頂いてから来年度(2024年度)が3年度目にあたり、建築士法において来年度中(2024年4月1日～2025年3月31日)に<b>建築士定期講習を受講することが義務付けられています。</b></p> <p>来年度も是非、弊社確認サービスにて受講いたします。</p> <p>※前回、弊社での受講記録を基に、ご案内させていただいて、既にこのハガキと行き違いで受講済みまたは、お申込みが、</p>	<p>2024(令和6)年度 <b>構造設計一級建築士定期講習</b> お知らせ</p> <p>「インターネット講習」が <b>オトク</b></p> <p>前回(2021年度)、<u>構造設計一級建築士定期講習</u>を受講頂いてから来年度(2024年度)が3年度目にあたり、建築士法において来年度中(2024年4月1日～2025年3月31日)に<b>構造設計一級建築士定期講習を受講することが義務付けられています。</b></p> <p>来年度も是非、弊社確認サービスにて受講いただきますよう</p> <p>※前回、弊社での受講記録を基に、ご案内させていただいて、既にこのハガキと行き違いで受講済みまたは、お申込みが、</p>
--	---

正しい表記はこちらです

※建築士定期講習の表記は、一級建築士・二級建築士・木造建築士を対象としています